

秋田県告示第216号

秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地条例（平成11年秋田県条例第36号）第13条第1項の規定により、次のとおり秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地の利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

承認した秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地の利用料金は、令和元年10月1日から適用する。

令和元年9月27日

秋田県知事 佐竹敬久

区 分	利用料金の額
テニスコート	1面1時間につき 220円
センターハウス（研修室）	1時間につき 370円
センターハウス（会議室）	1時間につき 370円
センターハウス（温水シャワー）	1回につき 100円

備考 利用時間が1時間未満であるときは1時間とし、利用時間に1時間未満の端数があるときは当該端数を1時間とする。